

第 45 回道路関係四公団民営化推進委員会

平成 15 年 8 月 5 日（火）15:00 ～ 17:00

場所：道路関係四公団民営化推進委員会室（虎ノ門第 10 森ビル 3 階）

田中委員長代理 それでは、ただいまから「道路関係四公団民営化推進委員会」の第 45 回会議を始めます。

なお、本日は、今井委員と中村委員が所用のため御欠席となっております。

また、石原大臣及び根本副大臣は公務多忙のため御欠席となっております。

まず、事務局から、資料の確認をお願いします。

坂野事務局長 それでは、資料の点検をかねて、御紹介を申し上げます。

いつものとおり、最初に議事次第、配布資料の件名一覧、その後、今日のヒアリングへの御出席者の方の一覧表がございます。

なお、道路公団の藤井総裁は体調をちょっと崩されておられますので、冒頭短時間で御退席になる予定でございます。

その下でございますが、資料 1、これは道路公団から提出ございました、ごらんのとおりの件名の資料でございます。

その下でございますが、委員からの提出資料がございます。川本委員から 2 点、委員資料というのと参考資料、薄いのと厚いの 2 つございます。

田中委員からの提出資料。

松田委員からの提出資料がございます。

猪瀬委員から提出資料①と書いたものがございます。

その下が、資料 2 でございますが、これは世論調査で前回、単純集計の資料を申し上げましたが、その後のクロス集計結果を用意しております。

その下が、資料 3 でございます。国土交通省から提出をされました基準の適用についての資料でございます。

その下に猪瀬委員提出資料②というのがございます。

その下でございますが、資料 4、横長の資料でございますが、第二東名(140km/h) 問題に関する説明資料がございます。国土交通省からのものでございます。

その下が、一覧表の下に資料が添付してございますが、これは前回以降、各委員から御要求があった資料について、とじ込んだものでございます。

その下に、猪瀬委員提出資料③というのがございます。

その下でございますが、今後のスケジュール表でございます。

一番下は、最近事務局が受理しました要望書の件名を、御参考までにお知らせをするものでございます。

以上でございますが、なお、扇大臣にも御出席のお願いを差し上げましたが、現在、中国に出張をしておられるということでございます。

以上でございます。

猪瀬委員 坂野さん、済みません。資料提出について、ちょっと注文と、苦言を呈したいんです。昨日、別納制度関係の資料を事務局に来ている分について、すぐに持ってきてくれと言いましたら、本四に関係した部分は昼過ぎに既に事務局に届いていたにもかかわらず、私の方に届けられたのは夜7時過ぎでした。これが第1点。

もう一点は、JH分の別納関係の資料が、JHから事務局に届いたのが夜の11時だと言っていますが、それでうちに届いたのは夜の11時40分なんです。一体、今日委員会があるにもかかわらず、何でこういう不手際が起きるのかということについて、説明していただきたい。

坂野事務局長 私どもとしては、国交省及び各公団に資料のできるだけ早い御提出をお願いをしております。御提出をいただいた時点で、できるだけ速やかに各委員にお届けをするということで、これまでもやってまいりましたし、今回もそのようにやってまいりました。

その結果が、なかなか事前に幅広く資料を委員の方に御提示をできないという状態になったということは誠に残念でございますけれども、私どもとしては誠実に、御提示をいただいた後は速やかに各委員にお届けをしたということでございます。

猪瀬委員 本四の分が昼過ぎに届いているのに、私のところに来たのは夜7時過ぎなんです。その問題はどうなっていますか。なぜ、それほど事務局に滞留する必要があったんですか。

坂野事務局長 私も直接受け取ったわけではないんですが、殊更にそんなに時間をかけているつもりはございませんので、ちょっと今、何時に来たのか。

猪瀬委員 それでは後で、事実関係を確認して、その説明をしていただきたい。

それから、もう一つ、JHから資料届いたのは夜の11時過ぎだと言っていますが、JHはなぜ、夜の11時に事務局に資料を渡したんですか。つまり、委員の手に渡るのは夜の12時近くになってしまいますが、そうすると今日のこういう話し合いの場で、十分に資料を吟味できないという問題にぶつかるわけですが、これはJH側が説明してくださ

い。藤井 総裁。

坂野 事務局長 ちょっと待ってください。まず、その前に事務局の方から、今の話で担当者から説明させます。

逢坂 補佐 事務局です。昨日、提出資料がたくさん出てまいりました。その中で別納の関係の資料がありましたが、今日のための作業の整理にいろいろ追われていて、出て来たタイミングで速やかにお届けできる状況にならなかったでということでございます。この点に関しましては、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げて、今後こういうことのないように対応させていただきたいと思っております。

猪瀬 委員 届いているということを手早く知らせて来ないと困ります。すぐ知らせるといふこともしなかったんじゃないんですか。

逢坂 補佐 連絡状況については、速やかでなかったということがあったかもしれませんが、今後こういうことのないように気を付けてまいりたいと思います。

猪瀬 委員 これからは、届いたらすぐに、今、届いたと連絡ください。場合によっては、そちらが忙しければ、こちらが取りに行くこともありますから。あるいは、バイク便なり何なりを使うなり、いろいろやり方がありますから。

聞くとところによると、バイク便は使わないそうですけれども、タクシーが使えてバイク便が使えないというのは、これはおかしいですね。それはよく考えておいてください。

それから、JHはなぜ、夜の11時過ぎに資料を出したんですか。

山本 理事 私どもも別納の組合について全国に、事務局と御相談をさせていただきながら、できるだけ早く資料を提出していただくようにということで、依頼をさせていただいたところでございますが、昨日ぎりぎりまで最新の情報を整理をして事務局の方にお渡ししようということで、最終のぎりぎりまで待たせていただいたところでございます。

最終的には私ども、夜の9時前ということでございますが、そういう意味で若干遅くなったことは大変申し訳ないと思っておりますが、11時というのは必ずしも正確な数字ではないと思います。

猪瀬 委員 では、事務局には9時に着いたんですか。どうなんですか。

逢坂 補佐 事務局には9時前ぐらいにJHの方に届けていただきました。

猪瀬 委員 それはひど過ぎないですか。JHも遅いことは遅いけれども、何で、そこで2時間経つわけですか。

逢坂 補佐 これも先ほど申し上げたとおり、今日の資料のために、作業にいろいろ追われていたという状況でありまして、連絡を速やかにできなかったということについては、

おわび申し上げたいと思います。

猪瀬委員 ちょっと、それはひどいよ。これは委員があつての委員会なんですから、委員に資料が届かなくて、どうやって我々は議論できるんですか。その2時間というのは大きいですよ、前の晩の2時間というのは。

坂野さん、これから資料到着時間と配付時間について、きちんと情報開示してください。お願いします。

坂野事務局長 わかりました。

猪瀬委員 それから、JHの方ですが、今、事務局に2時間ロスがありましたが、夜9時というのも遅いですよ。土日何やっていたんですか。月曜日の朝、あるいは金曜日に届けるべきでしょう。

山本理事 私どもとしても、土日も向こうからの情報収集、調査、全部やらせていただいております。最終的に昨日ぎりぎりまで待たせていただいて、提出させていただいたということでございます。

ただ、おっしゃるように9時というのは遅いじゃないかということについては、私どもとしても、また今後、できるだけ早くお届けするようにしたいと思っております。

猪瀬委員 民営化というのは、お客さんが神様なんです。そして、納期を守るというのが民営化なんです。全然、基本ができてないと思います。

いずれにしろ、我々としては非常に、これ今回、たまたま今、私が怒っていますけれども、ずっとこういうことが続いているんです。次回ないようにしてください。

済みません、議事進行の前に。

田中委員長代理 重ねて申し上げますが、この委員会がスタートして以来、常に今のことを申し上げているわけで、今後とも御努力願いたいと思います。

今日は、前回の委員会に引き続き、国土交通省及び関係公団からのヒアリングと質疑を行いたいと存じます。

本日は通常より時間が短くなっておりますが、なお、5時前にどうしても今日は終わってくれという委員が複数おありまして、定刻前を目途に委員会を終了したいと考えております。御協力をお願いします。

本日の審議は、前回に論議を残した道路公団の財務諸表問題のほか、高速道路建設に係る基準についても論議を行い、時間があれば第二東名、名神高速道路の設計速度(140km/h)問題など、その他の問題についても審議を行いたいと存じます。

それでは、今日、事務局長が冒頭に言いましたように、藤井総裁はお体の具合が悪いよ

うであります。前回はそうは言いつつ、1時間半近くも御努力願ったんですが、今日は冒頭、どうしても申し上げておきたいということですので、ごあいさつ代わりにやっていただいて、それから御退席願いたいと思います。

その代わり、お願いしますが、総裁いらっしゃらなければ、理事が全責任を持って理事以下で対応していただくということで、総裁の御了解いただきたいと思います。

藤井総裁 委員会の最初に、まず冒頭、資料の提出について、誠に申し訳ございません。これからは最大限の努力をさせていただきます。

なお、今日、私どもが御説明する内容につきましては、自らやった担当者から、それぞれ御説明をいただくことになっております。

当然、内容について疑義たくさんあると思います。私、誠に申し訳ありませんが、直接聞けませんけれども、後ほど、つぶさに先生方の御指摘を聞きまして、また、できるだけ、その対応に努力させていただきたいと思っております。

特に今、昨年の7月の財務諸表に関する資料があったかなかったということにつきましては、第一次調査が終わりました。今、第二次調査にかかっている最中でございます。もうほどなく、まとまると思っております。

その中には、電算表の資料も、実は国会で枝野先生から聞かされて、初めてわかったということを国会でも答弁いたしました。誠に恥ずかしい次第でございます。

しかし、できるだけそういう事実関係を明確に、私どもも把握しながらやってまいりたいと思いますので、更にもう12月まで間近でございます。JHを含めて四公団の民営化について、国交省の指導を得ながら、私どもとして、すぐ固めていかなければいけない問題点等について、また先生方から御指摘をいただきまして、努力してまいりたいという覚悟表明だけで、お許しをいただきたいと思います。本日は申し訳ございません。

猪瀬委員 ちょっと待ってください。

田中委員長代理 猪瀬さん、わかるけれども、今、全責任は理事以下ということでお願いしたから、体調が悪いとおっしゃる以上、総裁御退席ください。

猪瀬委員 30分でもいた方がいいんじゃないの。

田中委員長代理 今日で終わりじゃありませんから、そこはお許しください。

それでは、まず道路公団の財務諸表問題に関して、道路公団から説明をお願いしたいと存じますが、まず1つは、平成14年7月に作成された、今、総裁もお話になりましたけれども、昨年7月に作成されたとされる財務諸表に関する調査結果について。

2つ目に、平成15年6月に道路公団が作成した民間企業並み財務諸表に関する第三者監

査について御説明をお願いし、その際できれば、前回の委員会で川本委員から出された質問に対する回答も含めて説明をお願いしたいと存じます。

それでは、公団の方からどうぞ。

奥山日本道路公団理事 それでは、資料1の前半の方でございますが、平成14年7月に作成されたとされる財務諸表に関する調査結果ということで、資料1の1枚めくっていただきますと、7月25日に記者発表しております。この調査につきましては、監察室、JHの内部の組織でございますが、監察室におきまして、独立性を持って調査をいたしましたので、本日はお許しをいただきまして、監察室長の田宮から御報告をさせていただきたいと思っております。

田宮日本道路公団監察室長 監察室長の田宮でございます。資料に基づきまして、御報告させていただきます。

「別添1」の次のページをめくっていただきまして、「平成14年7月に作成されたとされる財務諸表に関する調査結果について」ということで、平成15年7月25日、先週に記者発表したものでございます。

調査の目的といたしまして、「雑誌『文藝春秋（平成15年8月号）』に掲載された、平成12年度末仮定貸借対照表（以下『仮定貸借対照表』という。）が、平成14年7月頃にJHで作成されたものであるかどうか等に関し、その作成作業等の事実関係を調査したものである」。

田中委員長代理 田宮さん、途中ですが、簡単をお願いいたします。一応皆さん読んでいるようですから。

田宮監察室長 それでは、実施期間といたしまして、7月15日から24日に行いまして、調査方法は聞き取り調査を行いました。この図がございますけれども、実務を担当していたもの40名、これは課長代理以下を表しております。

この中でPTに在席し、実務を担当した者、これは注意書きでPT、別添2に付けておりますので、後ほど見ていただきたいと思っておりますけれども、PTに在席した者、それ以外の者ということで分けてヒアリングをしたと。

それから、監督する立場にあった者、それは総裁以下、ずっと役職者と申しますか、調査役以上でございますけれども、それぞれ所掌に分けまして、監督する立場にあった者の聞き取り調査をしたところでございます。当初このような80名の数に上るとは予想もしておりませんで、PTに関係した者からずっと調査していきました。広くこういうふうな人数になったというところでございます。

次の２ページ目「調査結果」で次のような事実が見られたということで、聞き取り調査をいたしまして、第三者委員会、今回の民営化推進委員会のことを言っておるんですが、その立ち上げに備えまして、我々としては、資産の再評価の勉強を行う必要があるというふうなことで認識しておりました。監督する立場にあった者、それから実務の担当者、共に共通した認識を持っていたということで、それぞれこの内訳を書いております。

(２)といたしまして、「しかし、資産の再評価の勉強を行うことで、財務諸表の作成までを想定していたかどうか」ということで、監督者と一部の実務担当者との間に認識の相違があったということでございます。

(３)といたしまして、実務レベルの会議で、我々、聞き取り調査をいたしたわけですが、そもそも我々は資産の再評価を二段階に分けて作業をするということだと思っておりました。まずは、資産再評価を概略の数値でつかまえないといけないということで、これをやっていこうということでございます。

それから、民営化までに正確な資産額を把握するということがございました。

第一段階の概算値を把握するに当たりまして、非常に時間的制約がございましたので、資産区分がかなりおおぐくりになったり、非常に大胆なものになってしまったということで、信頼性に疑問を持つようになったというものでございます。

こういったことにつきまして、いろいろ実務担当者が作業をしていたわけですが、監督者の方は、資産算定方法にかなり無理があるんじゃないかということでございます。

(４)で書いておりますのは、その資産の再評価を粗っぽいものだということで、監督者の方は非常に仕事も忙しくなっちゃってまいりまして、中断の指示をしなかったということでございます。一方、実務担当者は中断の指示も受けることなく、作業を進めていったということでございます。

それから、(６)でございます。こういったことで、一部の実務担当者は各事業から資産の再評価の得られたデータを基に、財務諸表の作成を引き続き続けていったということで、それなりの形をした財務諸表を作成されたとの発言がございました。ここが①では実務担当者４０人の７人が「文芸春秋」に掲載された仮定貸借対照表が出る以前にそのものを見た。７人のうち４人は、作成に携わった。しかも、その作業は４月中旬から６月中旬にかけてということでございます。

この調査の中で、新たな財務諸表というのは所在が確認されておられません。

というふうなことで、(７)でこういった新たな財務諸表の作成に携わった実務担当者が上に報告したかどうかということでございます。PT内で報告をしたものの、PTに在

席する監督者はそうした事実はないというふうな回答の違いが見られました。

そういうふうなことでまとめになっておりまして、1から5でございますけれども、昨年7月に作成されたとされる財務諸表が、所在がわかっておりませんので、同一とは確認できないものの4人は、財務諸表は作成したと答えている。

その作成した者がPTの監督者への報告の有無はどうかということでございますが、ある者は監督者は報告は受けていない。実務担当者は報告したというふうな違いがございますけれども、少なくとも経営判断を求められる役員への説明をした事実はないというふうなことでございます。

それから、資産の再評価については、資産の区分がおおぐくりになったり、非常に大胆な割り切りをしているということで、そういったことについても、評価基準があいまいということで、正式にJH内でも、PT内でも議論されていないということでございます。

そもそも財務諸表の所管は経理部でございますので、会計処理方針を定めた事実がないということで、以上のことから、我々、調査した結果、昨年7月に作成されたという財務諸表については、JHの財務諸表としては認められないことは明白であるというふうなまとめにしてございます。

猪瀬委員 大体これは読んだからわかりましたから、よくわからないのは、仮にこれを認めたとしても、まとめのところで、全然反省ないですね。つまり、これだけの作業をして、まとめはこうであったと言っているだけであって、これだけの作業をしたのに何もしてなかったということについて、反省が1個も入っていないですね、このまとめのところにね。

もう一つ聞きたいことは、この1ページ目の調査で監察室が真ん中であって、左側に12人とか5人とかいろいろ書いてありますけれども、これについて片桐氏はどこに関わっていたんですか。それから、聞き取り調査の対象に片桐氏は入っているんですか。

宮田室長 片桐さんは、この聞き取り調査の対象に入っておりません。と言いますのは、このときは1月～7月でございますので、ここのPTと関係する立場にはおられなかったということでございます。

猪瀬委員 片桐氏はこの80人の中に全く入っていないわけ？

田宮室長 入ってございません。

猪瀬委員 では、どこにいたんですか。

田宮室長 このときに我々、昨年1月から7月までに、PTに関わりがあった者ということで調査をさせていただきました。

大宅委員　そもそも文春に片桐さんが書いたことによって、この調査活動が始まったのに、その当人に聞かないというのはどういうことですか。

田宮室長　我々はこのPTの80人の中で、実際に作成したとされる者7人とございますけれども、そういう方に片桐さんに財務諸表について接触したかどうかは確認しております。

川本委員　結果はまだわからないんですか。

田宮室長　この方たちは、そういうことについては、片桐さんにはそういう話はしていないという話でございました。

猪瀬委員　よくわからない。じゃ、片桐さんはどうやってそれを手に入れたわけ？　全然わからない。話がつながっていかないよ。

田宮室長　それはちょっとあれです。

奥山日本道路公団理事　この調査結果とは別ですけれども、「文藝春秋」に記事が出ましたので、これは諸規則上のヒアリングということで、人事担当の方の私として、本人の聞き取りはしております。まだやっている最中で、まだ調査が十分でございませませんが、どういうふうな形で、どういうふうになり記事になったのか。あるいは、写真が出ておりましたけれども、これについてどういうふうな把握をしたのかということについては、別の機会に聞いております。7月14日であります。

川本委員　では、まだ調査中であるということですか。

奥山理事　本人のヒアリングは調査中であります。

川本委員　ということは、一連の財務諸表に関する調査もまだ途中であるというふうに理解をさせていただいてよろしゅうございますね。

田宮室長　追加で申し上げようと思ったんですが、今回の調査はまだ調査不足の点がございしますので、追加調査をしているところでございます。

田中委員長代理　自覚的な調査不足というのは、どういう点ですか。

田宮室長　3ページ目の(6)でございまして。実務担当者のうち7人が、仮定貸借対象表が出る以前に、そのものを見たことがあるという答え方をしております。こういうことで、我々、そのものにつきまして、その書類の所在とか、そういう所在を確認するため、改めて再調査を行っているというところでございます。

松田委員　その再調査というのは、これではどこが不十分だと判断したんですか。だってあなたは結論で、JHの財務諸表としては認められないことは明白であると割り切っているんであって、そこまで割り切るなら再調査などする必要はないじゃないですか。何が

一体問題だと自覚して再調査しているんですか。これが1点。

もう一つは、これだけの大プロジェクトをつくって、何にも結論をだれも聞かないで、人材と給与を無駄使いして、何の結論もそれについて聞いていないというのは普通信じ難いですね。道路公団はそういう仕事のやり方をいつもしているんですか。

というのは、命じたら、必ずそれは結果が出ようと出まいと中止するにしても、こういう理由で中止しますというのをちゃんと報告するのは当たり前ですよ、それだけの体制をつくるんだから。プロジェクト・リーダーがそれを全然知らなかったということはありませんで、雲散霧消したというのは組織じゃないでしょう。こういう仕事の仕方をしているんですか。

大体、あなた方が主張しているというのは理屈に合わない。プロジェクトをつくって、プロジェクト・リーダーがいて、それが指揮を取って、その結果についてだれも知らないというのは職務怠慢、職務放棄と同じです。正規であるかどうかなどを聞いているんじゃないで、そういう事実があったのかどうかということを知っているんです。もし聞いていないのであれば、私は職務放棄をいたしました、職務怠慢をいたしましたというのをここで自白しているのと同じです。それだったら、職務怠慢した人間に対してどういう措置を取ったのですか。2次調査というのは、処分を入れて考えているのでしょうか。

しかも、その結果を全く当委員会が始まったときに、そらぞらしく何にもそういうことはやったことはございませんと言って混乱させた責任を、どうやってあなた方は取るつもりなんですか。

田中委員長代理 松田委員が言った2つに、もう一点だけ加えさせてください。

こういう言わば犯人探しのような雰囲気と私どもには受け止められるんですが、そういう中でこういう調査をして、そもそも意味があるのか。非常にびっくりしたのは、中でも7人がどうしたとか、4人が作ったと言ったとか、逆に勇気のある人たちだと思うんですが、本当は恐らくこういう公団の雰囲気の中で、こういう種類の調査をやって真実がつかめると思っていること自体が私は非常に理解できない。その3点について、今、松田委員が言った2点と合わせて御説明ください。

奥山理事 実行部隊である監察室長よりも、私の方からお答えしたいと思います。

まず、4ページ目の「②実務担当者のち4人が、新たな財務諸表について、上司、同僚に6月下旬から7月の中旬にかけて説明をしたと答えた。

なお、PTに在席する監督者2人は、そうした事実はないと答えた」。

したがって(2)に、財務諸表について、監督者への報告の有無に相違があるもののと

書いてあります。この相違があるということがまだ未解明ということになっております。したがって、前の3ページの(6)①に戻りまして、7人は見たことがある。4名は携わったと回答しておりますので、どういうふうに報告したのか。内容をもう少し詳しく聞くということが1点目であります。

その下、(6)の②のただし書きに「現在のところ所在の確認はされていない」と書いてあります。見つからないと書いてあるわけですので、これは当時のものがどこにしまって、どういうふうにしたのかという存否の確認をしているというのが2点目の追加の調査の内容であります。したがって、それについては、そごを来しているの、それについて追加調査をしているということでもあります。

もう一つ、7月10日文春に発表されまして、実は緊急記者会見を実施しましたけれども、そのときにどういうふうに調べたんだという記者の御質問がありまして、部下の方に聞いたという回答になっているんですが、これは十分ではないんじゃないかという御質問がありまして、これも踏まえて、更にたくさんの方から内容を調査するということになっておりましたので、それを踏まえた調査ということもございまして、この調査はまだ不十分なところがあるということもございまして。

川本委員 今、お答えをいただいたんですけども、もう一度整理をしたいので、お配りした資料をごらんいただきたいと思います。

田中委員長代理 川本さんが配った資料ですね。

川本委員 薄っぺらい方の1枚紙の方でございまして、公団がおっしゃることが転々と変遷をされますので、こちらも理解が難しく、まとめていますので、もう一回おさらいをさせていただきたいと思います。

財務諸表に関するお答えとしては、まず5月21日の総裁の会見で、存在は一切ないとおっしゃった。7月10日の記者発表の段階で、存在はあるけれども、作業経過として代理勉強会で中止をしたいというふうにお答えになった。

7月15日の総裁会見で、存在はあるけれども、作業経過は、勉強は素人ゆえに自然解散・監査法人も関与していたとお答えになっておられまして、今回の7月25日の記者発表で、それなりの形をした財務諸表が作成され、PT監督者が資産再評価の勉強を指示、作業が完了し、作業結果の利用として、でき上がった財務諸表については、PT内に報告をした。ところが、監督者が否定をなさった。ただ、データを公式資料の固定資産税の資産には活用されたとコメントしておられて、データの有無が現在のところ所在の確認をされていないということですので、奥山理事がこれから、この所在の確認をされるということだと思

います。

現在までの答弁からわかったこととしては、その一番下に書いてございますが、財務諸表は存在して、P Tにて指示の下に作成された、作業を完了し、監査法人も一部関与し、社内で報告し、一部昨年10月本委員会に提出の固定資産税試算に利用したという事実までがわかったわけですから、存在はあるだろうと普通は思うわけですが、そのところがないという御答弁だと思っておりますけれども、まず、この理解でよろしゅうございますでしょうか。

それであれば、固定資産税課税対象額の試算に一部を活用されているデータのうち、減価償却の資料など、先ほど総裁も電算表とおっしゃったように思いますが、外部に既に提出しておられるデータがあるというふうに伺っておりますので、作業途中のものも、それが公団の公式の資料でなくても、本委員会にも御提出を願いたいというのが今回のお願いでございます。

平井日本道路公団局長 私でよろしいでしょうか。記者会見をした責任もありますので。

一番下の7月25日の記者発表で財務諸表が存在というのがありますが、この財務諸表は、組織として認められたものという定義からすれば、組織として認められた財務諸表なるものは存在しておりませんから、最初から最後まで、道路公団として認めた財務諸表のようなものは、昨年の7月にはございません。これは一切変わっておりません

それから、プロジェクト・チームの当時のリーダーは資産の再評価が必要だという指示をしたわけですが、指示したリーダー自体は財務諸表、つまり貸借対照表とかをつくるということを想定しないで指示をしております。ただ、指示を受けた側は、経理に詳しい人間なので、資産評価をすれば、当然財務諸表までつくるものだとして解釈して作業はした。

担当の部局に基礎データの提出をお願いして、その担当部局のつくったデータを基に、先ほど4名というのが出てきましたけれども、4名の者が、いわゆる財務諸表の計算に当たったということかと理解しております。

それから、固定資産税との絡みでございますが、これは先年、当委員会で固定資産税を出すのでデータを出して欲しいということで、そのとき9月には当然資産評価も必要だということで、専門のチームが6名体制で発足しておりますので、もともと基礎データとしてつくったものがあるということを前提に、それを流用するのであれば、1か月くらいでデータがとれる。ただし、目的はあくまでも固定資産税把握用で、概算値だという前提の下に、前につくった基礎データを基に作業をしたという経緯でございます。

それから、電算表については専門理事の方から。

妹尾日本道路公団理事 電算出力表につきましては、現在、どういう内容なのか調査しております。急いで調査しておりますので、速やかに調査した上で提出させていただきたいと思っております。

田中委員長代理 さっき松田委員と私から3点御質問をしたんで、1つずつ答えてもらいたいんです。あっち飛びこっち飛びではなくてですね。松田さんが2点聞きましたね。それに対してまず、その後で川本さんが指摘した点、この点10月の固定資産税試算と、25日の記者会見の問題については、私の今日提出したペーパーでもその点を指摘しております。固定資産税の関係について、1か月ばかりで作業され、委員会にお出しになったということは、当然総裁までOKを取ってお出しになった。そうでしょうね。

そういう資産の評価、概略であろうとも、外に出すものについては、当然そういうことが予想されるわけです。幻の財務諸表自体についてはいろいろあるかもしれないけれども、そのベースになった資産の評価は活用されたという話になってくると思うんですが、そこから辺の論理矛盾というか、御説明ください。

奥山理事 松田先生からの御質問3つあったということで、組織として指示をしたのに、報告を回答しないような組織はあるのかとおっしゃったんですが、もうちょっと分解しますと、資産再費用化と財務諸表のくみ上げというのは別の作業になってくるかと思えます。

3ページ目を見ていただきますと、資産再評価については、それぞれの部署で、例えば用地を担当している部署、あるいは施設関係を持っているところ等々、それぞれの部署は事業課において資産を持っておりますので、(4)のところですけども、第1段階の資産の再評価については、淡々と作業を進めて、②にありますけれども、簡便な方法ではあったが、それに基づいて分担した作業をやり遂げたと答えております。

したがって、これはPT作業、それぞれの事業課においては、PTの方に報告をしたということで、各事業課における作業は終了して報告は済んでいるということになるかと思えます。

これを受けて、財務諸表の組み上げをする。これは言ってみれば、加減乗除、もしくは若干の考慮をしなければいけないと思えますが、(6)に一部の実務担当者で、事業課から得られたデータを基に財務諸表作成の作業を引き続きされたと。それによって、それなりの形をした財務諸表が作成されたと、こういうふうに担当者は言っております。これを見たし、携わった。

それから、後ろの方、4ページの②では、4名が報告説明をしたと言っているんですが、

監督者の方は事実はないと答えて、ここは違うので、これを更に調査をしているというところでございます。指示をしたら、ちゃんと報告しなきゃいけないということはおっしゃるとおりだと思いますし、このところについて明確な状況が、言われる状況にはないかと思えます。

3点、御質問があったんですが、内容がごちゃごちゃになりまして、まとめてお答えしたような感じになるかと思えますけれども。

田中委員長代理 私が付け加えて聞いたのは、外から見ると一種の犯人探しのような雰囲気の中で、こういう調査がそもそも意味があると奥山理事は、総裁は考えておられるのかということなんです。

奥山理事 先ほどもちょっと申し上げましたが、7月10日に緊急会見したときにも、調査が十分ではなくて、もっとすべきではないかというものを踏まえてやらしていただいたということで、内部調査には限界があるかと思えますが、一生懸命やらしていただいたというふうに認識しております。

松田委員 奥山さん、もう一つあるのは、最初の段階で私は本当に道路公団というのが、資産を全く把握していないというのは信じ難かったです。議事録を見てもらえばわかるけれども。だから、再三にわたって、資産を把握する努力をしたんじゃないですかというのを聞いているのに、あなただったかどうかわからないけれども、道路公団は一切把握しておりません、ありませんということを再三にわたって答えているんです。しかも、財産に関しては5年で捨てることになっているとか何とか言って、本当かなと思うんだけど、そういうお答えをなさったのは記憶しています。

あなた方、財務諸表が正式であるかないかではなくて、まず、部品である資産をあなたのところはちゃんと把握する努力をしているんですか、していないんですかというのに対して、していません。全くありませんというふうに最初から答えて、当委員会を混乱に導いたというか、時間だけ長く引き延ばした。その責任をあなた方どう考えているかということを知っているんですよ。犯人がだれであるかというのを聞いているんじゃないで、責任を感じているの、感じていないのということを知っているんです。

奥山理事 資産の把握については、把握していない。

猪瀬委員 そんなことを聞いているんじゃない。責任を感じているか感じていないかを聞いているんであって、話はもうわかったから。

奥山理事 7月15日のところにもございますが、資産として把握していないとお答えしているんです。ですから、これはそういう作業を今まで実際、公会計でやってきましたので

ないというふうに答弁させていただいている。実際にもなかったので、非常にいろんなやり方で試行錯誤しながらやってきたということでございます。とりかかりが遅かったとか、やり方が不十分だったということについては、御指摘があるかと思えます。

猪瀬委員 それだったら、資産としておおむね把握しかかっているところだと言えはいじゃないですか。

松田委員 委員会が始まる前だからね。

猪瀬委員 そういうことでしょうか。おおむね把握しかかっていたわけでしょう。

奥山理事 ここにもありますように、内容が非常におおくりであったり。

猪瀬委員 おおくりでも把握しかけていたわけでしょう。

田中委員長代理 松田さんが言っておるのは、JHの組織の特徴と言いますか、財務会計の特質から資産の把握については従来やっていなかった。しかし、今こういう努力をしているんだと。工事実施計画書などから推計するという、それが正しいかどうか、そういう努力をしておるということは一切何も言わないでないんだということについての責任を松田委員は言っているんですよ。もし、そこでそういうことがわかっておれば、そこからスタートできるんですよ。ですから、せっかく中で努力をしておられるのに、そのことを一切明らかにされなかったその責任。

1つずつ聞いていかないとあれですから、その点についてまずおっしゃってください。

奥山理事 私が答えたところじゃないところをお答えしても、あれかと思いますが、7月17日の第5回の民営化委員会におきまして、そういう御指摘があったと、確かにございます。議事録も今持っております。1本ずつ、それは道路資産として整理した価格表はありますけれども、個別のいろいろなものに至るまで計上した意味での財産台帳というものは、現在、それをつくるということになっておりませんので、ありませんというふうに申し上げているというところでございます。

猪瀬委員 つくることになっていたんでしょう。つくりかけていたわけでしょう。だから、つくることになっておりませんでしたというのはおかしいでしょう。

奥山理事 現時点での仕組みはそうであったということお答えしています。

猪瀬委員 つくりかけていたわけでしょう。

奥山理事 作業はしておったんですが。

猪瀬委員 だったら、何でそういう答弁をしたんですか。

松田委員 それはだれとなってますか。

猪瀬委員 その理事はだれですか。

妹尾理事 これは当時の委員会で私が何回か申し上げましたが、財務管理上、財産台帳としての個別の資産のものはありませんと。ただ、道路管理上の管理台帳として資産は管理しておりますが、それは数量のみで、価格は付いておりませんと。これは提出した資料にもそのような文言がございまして。

田中委員長代理 それは知っているんです。しかし、私たちが問題にしておるのは、PTまで立ち上げて資産の把握から今、努力しているんだということをなぜその時点で妹尾さんは責任者としておっしゃらなかったんですか。その点を聞いているんです。

妹尾理事 私は知りませんでした。PTというのは。

田中委員長代理 組織の中で、では、妹尾さんはこういうPTを立ち上げて、資産の把握に努力しておるということを、あなたは経理の担当として御存じなかったと、こう断言していいんですね。

妹尾理事 正確に申し上げます。PTというのは、民営化に対応するためにつくられたチームであります。その1つとして、資産再評価についているんな資料がある。その中からどういうふうな帳簿をつくれるかという勉強をしているということは知っておりましたが、それ以上のことは知りませんでした。

川本委員 妹尾さんは経理の御担当ですか。

妹尾理事 さようでございます。PTの担当ではございません。

川本委員 その中の御相談とかは全くなかったんですか。

妹尾理事 ありませんでした。

川本委員 経理の御担当として、民営化に対して、そのようなものが必要だとは思いつけなかったんですか。

妹尾理事 それは思っておりました。したがって、いろんな資料があります。そういうものからどういうふうなことが会計台帳をつくる、財務諸表をつくる、どういうふうなことができるかということは、現場の細かいいろいろな資料を基につくらざるを得ませんから、その辺の現場のたくさんある資料、それをどういうふうにしたら、どういうことができるのか、言うならばそれを勉強していると思っておりました。

田中委員長代理 しかし、幻と言われながら、財務諸表まで、ちょっと先走ったかもしれないけれども、できるような状況に既にあるのに、そこまで経理担当の理事さんが全く御存じないということは通常組織としては信じられないということを申し上げているんです。

猪瀬委員 田中さん、こういう人たちに幾ら言っても同じですから、9月1日の委員会

に片桐氏を呼びましょう。どうですか。

田中委員長代理 聞いていないという課長さんたちもね。

猪瀬委員 それから、この4人、実務担当者のうち4人が新たな財務諸表をつくっていたとここに書いてある。その4人も呼びましょうか。そういうことではないですか。

田中委員長代理 つくった人、聞いていない人。

猪瀬委員 これじゃわかりません。

松田委員 この問題、財務諸表が正しかったかどうか、公式であったかどうかということとを我々問題にしているんじゃないでなくて、1つの委員会に対する非協力の姿勢が最初からあった。俗に言えばごまかしたねということの責任をあなた方が実感として持っているの、持っていないのということを聞きたいわけです。

これは我々の委員会からすれば本論じゃないんだけど、しかし、委員会としては皆さんがいるんな資料を隠して、ひた隠しにして、委員会の短い半年間で結論を出せというのを非常に阻害したという非常に悪質な行為だと私は思っているんですよ。だから、この事実だけははっきりさせましょう。だから、1日に片桐さんであろうと、誰であろうと、呼びましょう。

奥山理事 1つだけ、その4名の方、7名もそうですが、早急に結果を出して、調査結果も公表したいと思っておりますし、さっきの電算帳票についても、どういう意味合いのものであるかということもコメントを付けて発表したいと思います。

それから、ここの報告書の中にもありますが、少なくとも役員に対しての説明の事実はなかったということについては、ここに書いておるとおりでございますので、ここでもう少し説明をすべきだったというお話がございますけれども、これについてはこういう結果であるということも申し上げておきたいと思えます。

松田委員 もう奥山さんの方からの説明は要りません。委員会としてちゃんと担当を呼んで、事実を把握しましょう。その方が早い。

猪瀬委員 その方が早いと思えます。客観性がないと思えますので、我々が直接確認した方が早いと思えます。したがって、委員会としては、片桐氏並びにその関係者をここに呼ぶということで意見集約しましょうよ。いかがでしょうか。

松田委員 賛成です。

田中委員長代理 関係者を呼ぶということは私も賛成です。その前に、要するにこの理事さんたち、総裁は任せるといいますから、組織を代表される方々では御答弁になっていないという理解でいいですね。

奥山理事 お呼びになる前に、4名、あるいは7名の調査は実施して発表はしたいと思っておりますので、それも踏まえてどういうふうな結果になるか、今、監察室で調査中ですけれども、こういうふうにお考えいただければと思います。

田中委員長代理 それから、さっき監察室長が御説明になったことに関連して、どうしてもわからない点は、おおぐくりでこれがどうもおかしいと。最後の4ページのところの(3)の話ですけれども、「資産の再評価のための資産区分がなり大括りになっていたり」云々かんぬんと。一体、だれが、いつ、そういう判断をなさったんですか。これは組織としては、やっている本人がそう言ったのか、やっている本人がそう言ったのなら、幻の財務諸表だってできっこないわけで。平井さんはいらっしゃらなかったんだからいいですよ。

要するに、前に座っておられる方々が組織を代表される方ですから、総裁もそれで構わないということで今日は御退席になったんですから、おおぐくりになっていたりするという判断は、今の時点での判断なのか、今の時点の判断なら、話はまた変わってくるんです。当時はまともだと思ってやっていたわけですから、最後の財務諸表までできたはずだと。当時既にそういう判断だったなら、組織の上の方が判断したと、こういう理解になるわけです。妹尾さん、どうですか。

妹尾理事 私はそれはPTの。

奥山理事 監察室の報告結果の2ページ目ですけれども、まず作業の段階におきまして、私がお話するのもあれですが、2ページ目の一番下の段落ですけれども、実務者レベルの会議で、一段階、二段階と作業をするということになっておりましたけれども、その第一段階、一番下の段落ですが、概算値を把握するには時間的制約から、資産区分がかなりおおぐくりになったり、算定に当たって思い切った割り切りが必要だということを想定して作業を進めたんですが、作業の過程で報告を受けた。勿論、監督者は作業の過程においては途中段階で報告を受けているわけです。監督者や作業を進めた実務担当者の一部では、こういう大胆な算定方法によって導き出される資産額への信頼性に疑問を持つようになったと。これは監督者、あるいは一部の実務担当者が持ったというふうにヒアリングで言っているということです。

算定法にかなり無理があるというものだったわけですが、ここがはっきりしておりませんが、中断の指示をする監督者がなくて、そのままずっと作業が進んだと。更には一部の実務担当者では、各事業課から得られたデータを基に、財務諸表の作成まで引き続きされたというところが、ちょっとあいまいではありますが、疑問を持ちながらも、引き続きしたという報告になって、ヒアリング当事者がそう言っているということでございま

す。

田中委員長代理 その点がまさに松田委員が言った、組織の体を成していないということのあかしなんです。もし、ここに書いてあることがそうだとすれば、本当に途中でおっしゃるように、おかしい。信頼性に疑問を持つと。疑問を持つからやり直しを命じるとか、中断させるとか、明確にそこは監督者であるならば指示すべきなんです。しかも、作業も淡々として続けていたということは、今おっしゃるように、まともな作業をやっておったということなんです。だから、逆に言うと、2ページの一番下の方の話は、ためにする議論。今の時点での議論にした方が都合がいいからそう言っているとしか思えない。そういう判断を私どもしたいと思います。

財務諸表の問題について、川本さん、この前質問を出しておられたんで、続けて何かあれば。

奥山理事 もう一つ、御回答していないんであれですが、固定資産税関係の答弁で御説明を平井局長からしましたけれども、固定資産税関連の資料につきましては、去年の9月の上旬ごろだったと思いますが、日にちははっきりいたしませんけれども、固定資産税評価額算出の基礎データについて、事務局から前提条件を付けて、算出依頼があったと思います。

前提条件については、個別に事務局の指示による算出条件というものが、土地、償却資産にそれぞれありまして、こういう前提で計算しましたということを書いて提出させていただいたということで、そのまま作業の内容を使ったということではないということになります。

例えば事業用不動産台帳を基に土地については取得時の価格を計上するというので指示がございましたということで、そのまま使ったということではないということになります。補足でございます。

川本委員 今のも調査の途中だということですので、追って御報告をいただけるものと理解しております。

一点だけ、2ページの下のところ、算定に当たって思い切った割り切りとか、作業の過程において大胆な算定手法があったと書いていらっしゃると思います。作業をなさった方の御判断があったんだと思いますので、そのところについても、どのようなものを大胆というふうに作業レベルでもお思いになったかということをお教えいただければと思います。奥山さんも妹尾さんも御存じないことだと思いますので、多分、担当者の方のパソコンの中に、普通でしたら消去していなければ入っているはずなわけですから、御消去な

さったのかもしれませんが、その辺調べていただければと思います。

それともう一点、これを申し上げなければいけないのは、会計の基準に客観性がないという点があると思いますので、今後、この会計の基準をもっときちんとしていただきたいということをお願いしたいと思います。

松田委員 とりあえず1日に呼ぶということを決めましょう。

田中委員長代理 それは先ほど私がOKした。だれをどう呼ぶかというのは相談して決めます。

猪瀬委員 実務担当者4人と監督者2人と片桐氏を呼べばいいんじゃないですか。

大宅委員 財務諸表という話で、余り実害、実害と言ったら、仕事中に勉強と称して無駄なお金を使ったとしか思えないというのが1つありますけれども、これは道路をつくる話だったとして、途中で何かおかしいと、作業班の人は思ったけれども、それを報告することもしなくていいし、命じた監督者もそれをチェックしないという、恐ろしい道路があちこちででき上がっているんじゃないかというふうに私は不安に感じます。組織として機能していないということです。

奥山理事 PTの4人の呼び出しの件は事務局とも相談させていただくということによるしゅうございませうか。

松田委員 要求しますから、相談要りません。

田中委員長代理 4人というか、だれをどうするかというのは私ども委員会として。

猪瀬委員 委員会として正式に指示しているわけです。事務局は我々と相談しますから、いいです。

田中委員長代理 4人もですが、それはつくった、あるいは報告したという人、報告を聞いていないという人、関係者ですね。理事さんたちではわからない。財務諸表担当の妹尾理事も御存じない。奥山さんも御存じない。であれば直接、両者を個別に私どもはお呼びして、率直なお話を伺わなければいけない。

猪瀬委員 坂野さん、今のところをちょっと事務局的にまとめてくださいよ。

坂野事務局長 田中委員長代理が今おっしゃったのは、つくったと言っている4人以外にということですか。そうすると、ヒアリング対象80名。

田中委員長代理 直接の上の代表的な人でいいと思います。PTに属しながら上司であった人たち。

坂野事務局長 4名とその上司ということですね。

田中委員長代理 PTに属しながら監督者である人というのは。

坂野事務局長 ヒアリング対象では、PT監督者は12人足す5人の17人なんです。

田中委員長代理 記者会見記録などで、私どこで見たのかちょっと記憶がありませんが、PTに在席して監督する立場にあって、聞いていないと明言しておられる人が2人おられるでしょう。

坂野事務局長 聞いていないと言った課長と監督者ですか？

田中委員長代理 そうです。

坂野事務局長 4人と聞いていないと言った監督者ですね。

田中委員長代理 課長さんと、調査役だったと思いますけれども。

猪瀬委員 4ページの②、4人と2人です。

坂野事務局長 4足す2、足す片桐さんということですね。

松田委員 呼び方も考えてくださいね。ということは、まさか道路公団のいるところでしゃべれと言っても無理ですから、その人たちだけにするとか、もし御本人が必要なら弁護士を同伴させるとか、そういうのもきちっとやってください。

田中委員長代理 我が委員会は今まで例はありませんけれども、公式の会議で、かつ議事録も取りながら秘密会も場合によっては許されておりますから、そういう手段も取れますね。

坂野事務局長 ではお呼びする方の御意向によって、秘密会にしてくれという要望があれば、秘密会にしますということを申し上げてよろしいですか。

田中委員長代理 いいと思います。

猪瀬委員 場合によってということね。原則は公開だけれども、場合によって、それもあり得るということを前提にしますということです。

坂野事務局長 ただ、呼ばれる方はどっちにしてくれとおっしゃる可能性があるので、原則という意味は、出てきた後で決めますよということでは。

猪瀬委員 みんなの前で言いたい人も中にはいるから。

坂野事務局長 みんなの前で言いたい人は当然いいんですが、秘密にしてくれと言った場合は、そのようにしますというふうに私が申し上げてお呼びすることについて、よろしゅうございますね。

猪瀬委員 こちらとしては基本的に原則公開でやりたいんだと。ただ、どうしてもしゃべれない人がいる場合に限ってということですね。

田中委員長代理 その言い方よりも、私たちは真実を知りたい。だから、真実を語るのに本人がどういう意思でおるかという判断です。

坂野事務局長 そのことは当然なんです、わかりました。原則公開でやりたいということをお願いして、それでもなおどうしてもおっしゃる方についてのみ、秘密会にするということにさせていただきます。

田中委員長代理 それでいいです。

川本さんと松田さん、今の財務の関係で、もし残りの問題があればどうぞ言ってください。

松田委員 私の提出した資料を見てください。松田委員提出資料、特にこれは道路局長をお願いをしておく方がいいと思いますから、それは、いろいろと財務諸表の問題がこちらにいろんな形で飛び火して書かれていますけれども、少なくとも私どもとして整理すればこう思っていますということをはっきり書いてあります。

最初は日本道路公団財務諸表検討委員会の中間整理ということがありまして、その中でよく建設中の金利とか再調達価格の採用とか、いろんなことが言われています。いろんな意見があります。それは私も承知しています。しかし、それは少なくともこの委員会が示した結論が、企業会計原則の中にはまっている以上、どちらを採用するかはいろんな例がありますから、それは各企業、組織の経営判断の問題だと私どもは割り切っていますということが1つです。

ところで、それを前提にして、次に、日本道路公団財務諸表検討委員会なるものは、少なくとも道路公団の中の一委員会にすぎないわけです。したがって、公式というふうに言うことはできませんから、そこで作成する会計方針についてさまざまな議論をこれからも呼び兼ねないわけでありまして。それをやらないためには、ここに書いてあるように国交省において、道路関係の、民間会社になればどうせ会計規則をおつくりになる必要があるわけですから、それをきちっとおつくりなさい。もうつくっているかもしれませんが、例えば鉄道なら国交省のつくった鉄道事業会計規則というのがあって、JRも私鉄もみんなそれに従っている。道路公団もそれなりのものを持っているはずですから、それをきちっとつくる。そのつくる過程でいろいろ御議論なさるでしょうから、それを規則として早くおつくりになることがオーソライズする一番いい方法であって、それ以外いろいろな会計組織に、あるいはいろいろなお金を払って調査をしていると新聞に書いてありますが、どうせつくるんでしょから、それを急いでつくってオーソライズしてくださいというのが、局長に対する我々の意見であります。

それから、今の財務諸表は、いずれにしても、抜き取り調査をやってつくられている急いだものであります。民間でどう分けるか、どういうやり方をするかという、全数調査

が必要なわけでありまして、全部について、この全数調査を急いでやっていただきたい。そうしないと、これは民営化までの間に時間がありませんから、全数調査はかなり時間がかかると思いますから、それをきちっと進めていただくように道路公団と一緒に、あるいは道路公団に御指示をいただきたいということでもあります。

最後に、これは主としてプレスに申し上げておきますけれども、巷間騒がれている債務超過かどうかということが問題なんじゃありません。民間企業というのは、債務超過であるうとなかろうと、不採算の投資を抑制するのは当たり前の原則です。我々は最初、インターチェンジなどを保有する小型の民間会社を幾つかつくります。これは債務超過ではつくりません。応分の債務は持ってきますが、債務超過ではありません。

残りの資産と負債は、機構が持ちます。新会社が貸付料を支払い、それが債務返済に充てられますから、10年か13年がわかりませんが、元本の返済が進むにつれ、債務額はどんどん下がってまいります。したがって、債務超過かどうかというのは、こういう面からだけ問題視するというのは余り意味のないことというふうに我々は考えています。

問題は、民間会社というものは、不採算の投資はしないという原則を理解しているかということです。したがって、これから道路をつくる場合でも採算の範囲内でしか経営者の判断では出せないんですよ。そののところをもっと強くきちっと認識をしておいていただきたい。

したがって、新会社がそうした原則に基づく限りは、いわゆる税金を投入して、損切りという事態を避けられるということのを頭の中にきちっと入れておいていただきたい。そういうことをもってこれからの作業を一斉に工程表に基づいて前に進めてほしいということを行っているわけでありまして。

財務諸表は非常に大切ですけれども、それが正規であるかどうかなんて関わっていると、ほかのものが全部後れますから、したがって、分割の議論、それからいろいろなものをこれからやっていくものについて、頭を整理して、こういうことを基本で我々は考えているんですということやっていただきたい。これが委員会の意見書の基本です。特に会計規則を早くつくるということが一番ですということでもあります。

田中委員長代理 私の方から2点ほど、後でペーパーで次回までも結構ですから、今回は9月1日だから9月1日に出すということではなくて、明日いただいても、あさっていただいても結構でございますので、私が提出している資料に対する、これは7月25日の記者会見の疑義に対する回答を、先ほども若干は御説明になりましたが、ペーパーでお出しいただきたい。

2点目は、今の資料1の終わりの方がありますが、財務諸表の監査法人による監査についてであります。この監査というのは、監査証明のことであるのか、単なる計算をチェックしてみるということであるのか、監査ということが非常にあいまいに使われていると思うんですが、何ページ目になりますか、日本道路公団の民間企業並財務諸表試算値の監査法人による監査について、入札されたものがございませうけれども、監査というものについて、どういう意味、監査証明は私はできないと思っていますけれども、さっき松田委員が言いましたように、基準のないところで監査法人が通常言われるそれができるわけがない。しかも、まだ今は公団でありますから、先ほどの加古委員会も中間整理であって、これをベースに正規の監査証明ができるわけがない。一体何であるのか。何をどう頼まれたか。これを読んでみると、これで証明になるのかという気がいたします。

そういうことについて、御回答をいただきたいと思っております。ほかにこの件で何かありますか。もし、なければ先に進みたいと思っております。

猪瀬委員 今、松田委員からも意見がありました。結局分割民営化でスタートするというのは委員会の意見書で示したことであります。したがって、分割民営化をする場合に国民が何を期待しているかということ料金の値下げです。そして、分割して新しい会社でフレッシュ・スタートするわけですから、料金を値下げしながら、なおかつ経営でき、そして40兆円の借金を返していくということが国民の期待だと思っております。さて、猪瀬委員提出資料③を見ていただきたいんですが、この間、問題にできて別納組合の生態分析をいたしました。ポイントだけ申し上げますが、まず、2ページ目だけ、1枚紙ですので、読まさせていただきますが、760の別納組合が1,100億円の別納割引を享受しているというタイトルであります。

3つポイントがあります。別納割引制度を悪用する異業種協同組合の問題点については、既に当委員会及びメディアにおいて大きく取り上げられてきたとおりである。そうした別納利用の異業種組合が日本道路公団における年間別納割引額、およそ2,250億円の実に半分にあたる1,100億円を享受していた事実が判明した。

7月22日の道路関係四公団民営化推進委員会に提出された日本道路公団の資料から分析しました。

別納割引制度を利用するのは、事業協同組合のほかに、大口利用する運送会社などの法人・個人・官公庁など全体で7,279ある。うち団体利用する事業協同組合は1,164あることはわかっていた。事業協同組合の中にも小規模な運送会社が集まった単一事業者の協同組合など本来の趣旨に沿った組合もまざっており、別納割引を悪用していると目される異

業種の事業協同組合を特定する必要があった。

今回の調査でこうした別納目的の異業種事業協同組合が 760 組合あることがわかった。別納を利用する事業協同組合全体の 7 割を占める。日本道路公団の別納割引は年間 2,250 億で、高速道路料金収入、これは JH ですけれども、1 兆 8,000 億円の 1 割に相当する。2,200 億円は 7,279 の利用者の受けた別納割引の総額だが、数にしてみれば利用者全体の 10% にすぎない 760 の別納組合が割引額の 50% を得ている実態が明らかになった。これは不公平だということです。

次のページをめくっていただくとわかるんですが、左型の円グラフの方をご覧ください。異業種組合というのは 760 あり、利用者全体の 10%、右の円グラフを見ると、実に異業種組合は割引額全体の 50% 近い 1,100 億円を占めているということがわかります。

更に次のページ、藤井総裁は帰ってしまったんで残念なんですけど、どうもこの異業種組合の増え方と藤井総裁と関係があるんじゃないかということ进行分析してみました。

ここだけ読みます。

藤井治芳総裁が有料道路課長就任以降に、別納組合上位 50 組合のうち 40 組合が設立されている。特に道路局長時代の 3 年間には、うち 20 組合が設立。

左の図を見ていただくと、売上高の多い、割引額の多い上位 50 組合、まず藤井さんが有料道路課長に就任してから急に増え始めて、左側の新規設立数というのを見ていくとわかるんですが、有料道路課長、企画課長、そして道路局長になるとどんどん増えて、91 年には 10 くらいになります。道路局長を終わって、そして減っていくと。右は累積数ですけども、この藤井さんが道路局で重要なポストに就いているときに異業種組合が増えているということが言えるかと思えます。

これについて藤井さんに直接お尋ねしたかったんですが、ずっとめくっていきますと、異業種組合のグラフがありますけれども、事業協同組合でずっと異業種組合の年間の利用額というのが出てきます。これがすごい数字なんですけど、具体的に名前を出すように言ったんですけども、名前を出さないような形で提出されています。

別の資料ですが、整理番号 120 と 123 という資料を見ていただきたいんです。これは異業種の事業協同組合で利用額の大きい上位 50 社の組合名というのを出してあります。これはこの前名前を出さないんで名前を出してくれということで要求しました。そうしましたら、事務局と道路公団が質問するとき、名前公表の可否を聞いたものですから、1 位から 3 位まで名前を書いているんです。それで 14 番のも名前を書いている。18 番、19 番も名前を書いている。27 番も書いている。49 番も書いている。これでは名前を書

いていない方が得をしてしまうんで、これはきちんと名前をここに書き込んでいただきたいんですが、ただ、その下に注記として、名前を出さなかった人たちはこの8組合ですよということは示されています。

いずれにしろ、これだけ異業種の事業協同組合のトップ50はあるわけですが、一番トップの方を見るとすごい金額になっています。これは52億ですね。だから、50億、40億、30億というのがぞろぞろ並んでいるわけですね。こういうものがいっぱいあるという事実をメディアの方も認識していただきたい。

そして、猪瀬委員提出資料の方を戻っていただくと、国会議員に献金していることが報じられた別納組合と書いてありますけれども、こういう別納組合のいろんな名前がここに出てきます。片山虎之助、橋本龍太郎、中川秀直、亀井静香、その他、こういうふうにも藤井さんが有料道路課長から道路局長にかけて別納組合はたくさんできていますが、そういう別納組合で30%の差額割引をして、実際に組合員に配られる金額は15%割引であるとしたら、そういう間にどういう闇のお金が出ていくかということは非常にわかりにくいんですが、どうも藤井さんの権力基盤というのはそういう中にあるのではないかとこのように疑っている次第です。

ですから、今日は本人に直接聞きたかったんですが、いずれにしろ、本来の割引制度の趣旨から逸脱した異業種組合というのが膨大に増えていったということが言えるかと思えます。

口だけで言いますが、整理番号の120で、本四は割と資料提出に協力的なんですけど、JHは必ずしもそうではないんです。整理番号の120を見ると、本四は財務諸表等、各組合の議事録とか事業報告書とか役員名簿とか、そういうのを提出するということなんですけど、JHの上位50組合については未着というものが多かったり、委員限りとかいろいろ制限をつけていて、非常に問題があるということで、すべてをきちんと出してもらいたいということなんです。

先ほどの整理番号の123の上位50社が出ていますけれども、下の方に答えなかった8社ありますね。つまり、事業協同組合は1番から3番までと、14番、18番、19番、27番、49番、こういうのがありますが、この8社が下にありますけれども、これが実は国会議員に献金していることが報じられた別納組合なんです。別添②の方を見ていただくとわかるんですが、情報ハイウェイ協同組合は片山虎之助総務大臣と関係がある。エスケイハイウェイセンターも関係がある。

それから、企業情報センターというのは、亀井郁夫さんですね。長野県中小企業経友会

というのは村井仁さん、これもみんな国会議員ですけれども、どうも後ろめたいところは名前を出さないというふうな傾向にあるように思われますので、この道路公団は匿名にしてある部分、下に名前が出ているんですが、きちんとそれらについて数字を入れて再提出していただきたいということです。

それから、更に長野県中小企業経友会という一番下から2番目に書いてある事業協同組合は、道路公団から天下りが行ってますね。どうも全体に後ろめたいんですが、特に後ろめたいところが名前を公表しないというか、順位の中にきちんと名前を記入していないということになります。これは早急に提出していただきたいんですが、山本理事いかがですか。

山本理事 まず1つは、資料の提出でございますけれども、これにつきましては、前回、そういうお話がございまして、情報公開、個人情報ということは、競争性の位置ということで、いろいろ事務局と御相談をさせていただき、了解を得たものについてできるだけ出させていただこうと。しかも、早く出させていことということで、努力をさせていただいた結果でございます。まだ未着のものもございしますが、これも今日・明日、着くものについては直ちにお出しさせていただこうと思っております。

ただ、今申し上げましたように、前々から申し上げておりますように、私どもとしては、お客様、利用者と私ども事業者の立場でございますから、そういう意味から相手方の了解を得ずに出すということは非常に難しいということで、最終的には今お話がございましたように、50のうちの8つの協同組合については御提出の御協力が得られなかったということでございます。引き続き私どもとしては、御協力いただけるかどうか、再度確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、ということで御理解をいただきたいと思っております。

猪瀬委員 理解しないんです。本当は全部について調査したいんです。でも時間がないからトップ50を出したんです。このトップ50について、では、はっきりお尋ねしますけれども、長野県中小企業経友会事業協同組合は、日本道路公団から福田さんという人が顧問として入っていますが、この50組合について顧問の規定があるので、JHから天下りしている人を全部明らかにしてください。

山本理事 私どもの今の情報では、そういうようなものについては資料として取っておりませんので。

猪瀬委員 顧問という形で入っているのが多いと思います。資料として取っているとかが、いないじゃなくて、全部把握しているはずですよ。

山本理事 長野ということで御指摘のようでございますけれども、私どもとしてはまだ承知をいたしておりませんし、どういう方が、どういう格好で、OBで行っておられるかということについて最終的な把握をさせていただいておりませんので、現在の段階ではそういうことについてお答えはできないということでございます。

猪瀬委員 “正直者が馬鹿を見る” じゃいけないんで、50のうち42は組合の名前を出しているわけです。これは出さない方が得だということになるんですか。それはおかしいでしょう。そして、より出したくないところが名前を出していないというふうに見ているわけですから、これは必ず明らかにしてください。

山本理事 出したくないとか、出したいという話につきましては、私どもが判断すべき問題ではなくて、相手方が。

猪瀬委員 別納の許可を与えているわけです。

山本理事 勿論、私どもは別納。

猪瀬委員 割引の許可を与えているのはあなた方です。ここに並んでいる私ども松田さんもでもだれでもいいです。我々はこういう恩恵を与えられていないんですよ。せいぜいハイカの5万円で5万8,000円分乗れるというのもなくなってしまいましたけれども、そういうものしか我々はないんです。一方で30%割引しているわけですから、当然これはそちらで許可しているわけですから、この組合はこういう形でやっているというのを明らかにするのは当たり前でしょう。

山本理事 前日も申し上げましたように、別納の関係については、お客様と私ども事業者の関係ということでございますので、私法上の契約なんです。

猪瀬委員 我々はお客じゃないんですか。国民がお客でしょう。

山本理事 利用される方はお客様なんです、別納契約にお入りいただく一定の資格と、一定の意思によってお入りいただいているんです。それについて私どもはある一定の要件を兼ね備えられた方について、私どもとしては優遇割引措置を講じさせていただいている。そのときに、相手方の立場も情報公開の関係から考えなければいけないということで私ども相談させていただいています。

猪瀬委員 相手側の立場というのはどういう立場なんですか。出しているところと出していないところとどういうふうに立場が違うんですか。

山本理事 相手方が御了解をいただかないということであれば、私どもとしてそれを強制する立場でないということでございます。

猪瀬委員 許可をするのは道路公団ですね。だったら命令すればいいですよ。

山本理事 私どもは行政監督庁としての立場ではなくて、私法上のお互いの甲と乙との関係ということでございます。

猪瀬委員 今国民は料金を下げしてほしいと思っているんです。今ここでわざわざ円グラフまでつくって説明しましたが、一部の利用者だけが特別の恩典を受けているということは不公平だと言っているわけです。この不公平な制度は変えていくということを前提に今話をしているんですが、民営化になればもっとシンプルな料金体系になって、したがって基本料金を値下げできるわけです。まず、その前段としてこういうものをはっきりさせていく必要があるわけです。

委員会の意見書では料金をまず下げるということを言っているんです。そのプロセスの中で私はこれをお尋ねしているわけです。ちゃんとした答え方をしてください。

山本理事 料金そのものについての在り方、料金体系の在り方、あるいは割引制度の在り方等については私どもとしては国交省とも相談しながらいろいろやっていこうと思っております。ただ、今の別納割引の組合の情報公開をどうするかということについては、私どもとしても、これは事務局とも相談させていただきましたし、私ども情報公開法の趣旨、解釈についても十分私ども弁護士さんも相談させていただきました。その結果、情報公開をするということであれば、そこについては当然墨塗りでお出しをさせていただくような性格のものであるということで、私どもはそういう御判断をいただいておりますので、そういう格好で今回は出させていただいている。したがって、相手の了解が得られれば最大限お出しさせていただいているという状況でございます。

猪瀬委員 了解は得ればいいわけでしょう。別納組合の申請を許可するときに威張っているくせに何言っているんですか。

山本理事 私どもとしては、御了解を得るべき、私ども努力させていただいております。向こうに出させていただいた依頼文においても、公開することを前提に出させていただきたいと。ただし、公開することは困るということであればとうとうと、原則は私どもの気持は出させていただきたいところであります。

猪瀬委員 私は、OBが天下りしていますよと言っているんです。OBが天下りしているから、天下り先をわかるようにしなさいと言っているわけ。それと、政治家に不正が献金がなされたりしているという事実が指摘されているわけです。不正に割引した資金が、我々と違う世界に流れていってると。そういう私的流用があるのではないか。極端に言えば、詐欺みたいなことが行われているわけです。ほとんど犯罪だと思っておりますが、そういうものが行われていることに対して、お客さんだから出せない。これは理由にならな

いでしょう。

つまり、これは我々のお金ですよ。あたなのお金ではないんですよ。今ここに使われているお金は、実質的に。今、答えてください。そういう役人的な答弁を聞いているんじゃないから。

山本理事 繰り返しお答えさせていただくしかないと思いますけれども、情報公開法の趣旨、それは私どもいわゆるどういう格好であれ。

猪瀬委員 情報公開法の趣旨というのは、不正をなくすために情報公開法があるんであって、極端に言えば、神聖なる料金ですよ。それが私的に流用されているわけです。それを明らかにするのが情報公開法の趣旨でしょう。

山本理事 私どもとしては、要するに、相手方に対して、行政庁じゃありませんので、監督、あるいは命令と言ったものはかけられない。申し上げたような性格なんです。確かにおっしゃるように、利用者から貴重なお金をちょうだいして、それが全体の中に還元されているということではございますけれども、そういうものの性格から見て、私どもとしては、御了解を得ないと出せない。縄で引っ張って口を開けて、あれさせるわけにいかないということこそ是非御理解いただきたいと思っております。

猪瀬委員 理解しませんよ、そんなこと。何を言っているんですか。では、ここに明らかにした人たちは、正直者は馬鹿を見るということになりますよ。何でこんなまだら模様になっているわけ、そうでしょう。この人、山本理事じゃだめだから、奥山理事、妹尾理事、黙っていないで何か言ったらどうですか。

奥山理事 御指名でありますので、根本問題として、猪瀬先生が御指摘の別納割引制度は大変問題があると、私も認識しております。かつて料金問題を担当しまして、今日まで至っております。したがって、別納割引制度は直さなければいけないと私自身は思っております。先ほど御指摘の資料を出す、出さないは別の問題としまして、料金の仕組み、特に料金別納割引制度、後払いで大変な割引があるというものについては見直すべき必要があると思っております。

他方では、事業協同組合というのは、ちょっとややこしくて、中小企業の育成というか、そういうものも要件な組合なものですから、他方では中小企業の対応というものも考えていくことがあるかと思えます。これは私どもが考えることではないかもしれませんが、そういう点があるのかなと思っております。

猪瀬委員 そういう話じゃないでしょう。要するに、道路公団自体がこの別納制度、実は困っているわけでしょう。もっと正直になった方がいいですよ。妹尾さん、そう思って

いるんじゃないですか。

妹尾理事 現在異業種の別納制度、これは御指摘のとおり見直す。

猪瀬委員 本来の趣旨に反しているわけでしょう。

妹尾理事 いろんな経緯がございましょうが、これは見直すべきものであると考えております。

田中委員長代理 猪瀬さんの主張とずれているんだけど、この別納制度が問題があるということは皆さん認識していらっしゃる。ただ、問題は情報公開法上の問題について山本さんの答弁に猪瀬さんが納得されないわけだけでも、監督官庁としては佐藤さん、この問題、そっちに預けたいと思うんだけど、私自身は情報公開法をつくる時から直接タッチしていろいろありますが、委員会内部の話ですから、今、公団と猪瀬委員との議論、この制度がいろいろ問題があるということはわかっている。しかし、その情報を公開をするということには私は別の理解もあると思うんですけども、ただ、猪瀬さん言われるように、言葉を借りればOKするときには、さんざん横柄に威張ってやっておりながら、実際公開せよというときには、いや、契約でございます。何でございます。監督の立場にありませんというふうに、どうにも口の先でごまかされているというか。

猪瀬委員 田中さん、お答えしてもらおう方がいいと思う。その前に一言だけ言うと、12月20日の道路公団の経営改善委員会の議事録があるんですが、そこでJH側出席者、これは山本さんだと思うんだけど、「今回、民営化推進委員会で料金引き下げという意見が出て、今、一番料金の話題が出ているときですから、このときを逃しますと（別納料金問題は）なかなか見直しはできないと思います。是非何とかしたいと思います」。内部ではこう言っている。内部でそう言っていて、外では何でそんなことを言うんですか。山本理事 猪瀬委員には大変申し訳ないと思いますが、情報公開ですね。情報公開については今申し上げたとおりなんです。今、別納の在り方、割引制度の在り方、特に異業種の制度の在り方については、割引率が非常に高い。あるいは当初の割引の。

猪瀬委員 あなた方には自浄能力がないから、公開して、そして社会に任せましようと言っているんです、委員会に任せましよう。

ついでに言うと、3月10日のJHの経営改善委員会の議事録でも、この問題について、「ノイジー・マイノリティーからの反発が生ずる可能性が高い」と自分で言っている。

田中委員長代理 猪瀬さんの御主張は御主張として、本当に私は問題だと思いますが、その上、御提出のペーパーを見ると、チェックの状況というのが非常に不誠実な出し方ですね。例えば本四の話をさっき猪瀬さんは比較して言っていましたけれども、前回大体過

去5年くらいに具体的に幾らチェックして、何をどう直してもらったかということを出してくださいと言ったのに、そういう表がない。さっき御提出の不正通行が20件だとか、第三社のカード使用がどうだとかありますけれども、契約の相手方に対して年度ごとにどうしたかという具体的な話はないですね。

山本理事 118番に書かせていただいております。

田中委員長代理 118番に、対象の組合が幾つありますということが書いてあります。しかも、違反したものが31件ありますということは書いてあるんだけど、前回議論になったのは、過去5年間に、例えばその組合と契約をやめたとか、どうしたとか、そういう具体的な話が知りたかったのに、本四と並べてみると明らかに不誠実だ。そういうことをおやりになった上で、いろいろ御説明になると、やはり努力をしておられて、なおそれは情報公開法上はそうだなという話もわかるんだけど、一方では頼んだことも何もしていないで、それでそういうふうに主張されから、形式論に取られてしまうんです。そう私はさっきからの議論を聞いている。

山本理事 今の対処処理等の状況につきましては、たまたま私もこのフォーマットで書かしていただいたということで、中身については十分御説明をし、あるいは今後追加で資料を出させていただくことは十分あり得ると思っております。

猪瀬委員 去年の12月20日の経営改善委員会で、山本さんは自分でこういうことも言っているんです。「いずれの割引制度も既得権を持っておりますから、物すごい圧力がそれぞれのグループから出てくるだろうと思われます」要するに、そういうことが怖いわけでしょう。だから、こういう圧力のあるグループに対しては割引して、一般庶民からは高く取るというんじゃ、これはしょうがないじゃないですか。そういうことを直していくのが民営化ですよ。

もう時間がないから、山本さんの話を聞いてもしょうがないと思っているので、田中さん、済みませんが、時間がないので、道路局の基準の問題に移りたいんですけれども。

田中委員長代理 今の点は山本さん、補足の資料というか、私たちが本来要求したこと、チェックの状況、5年間なら5年間、どういう努力をされたかということがわかる資料をつくってください。

時間がなくなりましたけれども、それから、引き続いて高速道路建設に係る基準についての議論を残りの時間でやりたいと思います。クロス集計の問題が初めにありますね。簡単にやってください。その上で、いわゆる中村基準を踏まえた具体化の現状について国交省より説明をお願いし、意見交換をしたいと思います。

猪瀬委員 田中さん、もう時間がないんだけど、国交省に説明を聞いてもしようがないような、人をばかにしたような資料の提出の仕方ですよ、今回、国交省は。

佐藤局長、我々の要求したのは、委員会基準でやってくださいよということをお願いしたんであって、しかも、道路局側でやったのは自分たちの基準で、しかも重み付けも、採算性とB/Cと波及的効果の重み付けを3つ総合していないでしょう。その中でごちゃごちゃやってもしようがないですよ。

横田国交省高速国道課長 後で説明させていただきますけれども、民営化委員の3つの重み着けについてもやってございます。後でまた説明させていただきたいと思います。

田中委員長代理 45分目途で。時間がありません。

猪瀬委員 やり直してもらえない。我々の要求とは全然違います。路線名も出ていないし、こんなものをもらったって、何にも役に立たないですよ。つまり、委員会基準に基づく優先順位の算出作業をなさよというのが委員会からの正式な要請ですね。それを拒否しているわけですから、これは意見書を全然無視したと同じことですよ。国交省は委員会の作業要請に協力する義務があるわけであって、これは委員会設置法上、委員会に必要な協力を求める権限があるわけです。明らかに協力しない場合は、勧告権を行使しなければならなくなるわけですよ、我々は。

政府の委員会の正規の要請を担当省庁が拒否するというのは大問題であって、不作為と言うか、サボタージュと言うか、同じことですから、この前我々はきちんと要求したわけですよ。

要するに、委員会基準でやるということであって、国交省が独自基準を自分でやるのは構わないけれども、それはそれで出せばいいけれども、委員会基準は委員会基準としてきちんと受け取って、作業をしてくれと言ったわけですよ。

横田課長 それでは、時間がないようですので、簡単に資料3で説明させてください。資料3「高速道路の基準の適用」ということで、今、猪瀬委員からお話がありました。1ページ上のところで前提条件が書いてございます。基本的にはまだB/C、採算性等については、新しい交通量での算出がまだ出ておりませんので、交通量については算出中です。

それから、外部効果については、7月17日の森地委員会、道路事業評価手法検討委員会でおおむね手法がまとまってまいりました。これについて、今、指標の算出に必要な情報収集、精査をしております。

前回、猪瀬委員の方から民営化委員会提案の重み付けがどのような形になるのか。それでやってみろというお話がございましたので、現在でできるということで、道路事業

評価検討委員会で行ってきたケース・スタディー19区間でございます。このところに今言ったB/C、採算性、外部効果、こういったものがどのような形になるのかということとを算出しております。今申しますので、いろんな通りをやってございます。

基本的にはB/C、採算性については、全国の交通量の変化率、便益の原単位、こういったものを提言して、全国一律で補正してございます。

それから、外部効果については、事業評価検討委員会でのデータを基に整理してございます。そういった意味ではまだ途中段階でございますので、そういった含みで見ていただければと思っております。

具体的には3ページ目に、大項目、B/C、採算性、外部効果、この3つがでございます。この3ページのところを見ていただく前に、3ページのB/Cというのは、具体的にどういう数値かと言いますと、19区間、左側に1~19までのB/Cを入れてございます。それについて偏差値、5段階評価をしております。この偏差値、並びに5段階評価については、出し方については8ページ、いわゆる素点についての偏差値と、5段階評価、その偏差値を5段階に評価した数値を入れてございます。

具体の数値については、例えば6ページを見ていただきたいと思います。19区間について。

松田委員 ページがふっていない。

横田課長 申し訳ございません。

猪瀬委員 大項目間の重み付けをきちんとする。

横田課長 ちょっと待ってください。もう少し細かいところを説明したかったんですけども、今言ったような前提で、B/C、採算性、外部効果があるわけですけども、1つは、民営化委員会での提案について、この外部効果についての1~19区間についての重み付けがまだございません。それで1つは、事業評価委員会の方での重み付け、それから、それぞれを16分の1ずつに、仮に均等に重み付けをした形で置いております。

10枚を見ていただきたいと思いますけれども、19区間を対象としたケーススタディー、重み付けをケースA1から7ケースやってございます。

11枚目のところにケースを分けてございます。

17枚目に大項目としての重み、いわゆる大項目3項目の重み付けとして、事業評価委員会での知事さん、前知事の重み付けを使った場合、それから残事業を有する知事さん方の重み付けを使った場合、それから民営化委員会での御提案のあった重み付けをやった場合、この3つを入れてございます。

それから、今申したように、外部効果については、この委員会では提案がなかったので、すべて16分の1を重みとするケース、これは一番下のところに入れております。縦横の縦でございます。それから、知事さん方の重み付け。それから残事業を有する知事さん方の重み付け、この3かける3ですけれども、民民のある7つのケースについて重み付けしてございます。

それからの重み付けの具体的な数値そのものは。

坂野事務局長 全然わからなくて、委員たち理解できていない。

猪瀬委員 大項目の重み付けをやらなければしょうがないわけであって、16分の1ずつの話だっただうだっただいいわけですよ。

横田課長 今言いました大項目の重み付け、9枚目のところで、民営化委員会での重み付け、36、35、28というので入れてやってございます。その結果が10枚目のところでございます。これはもう少し時間をいただければ御説明したいと思います。

松田委員 この次やらないとわからない。

佐藤国交省道路局長 しっかりと説明させていただきます。

田中委員長代理 それから、中村ビジョンのときに、中村さんが一番初めに言っていたことは、進捗率、我々の今度の調査でも、世論調査でも、まだ全く手を付けていないものはB/Cなどを見て、どうでもいいけれども、相当進んでいるものにおいては、進捗率は配慮すべきであるという世論調査の結果はあるわけです。それは当然入れるべきだと思うんだけれども、そのことが全く無視されている状況。

松田委員 基本は、今、猪瀬さんと委員長代理が言ったように、委員会としての基準のものをきちっとつくってほしい。

それから、そのほかに道路局としてつくりたいならつくったものを出してくれていいと言っているから、どっちか1本に限らないで出してほしいというのが一点。また、2枚目ですが、これで国民の納得が得られると思っているのでしょうか。これは利害関係者と道路の専門家だけの意見を聞くのが一番よくて、一般の国民など無視してよいと書いてあるようにとれる、見方で。これは何ほ何でもひどくないですか。

田中委員長代理 実は今日は非常な時間的制約を受けている人がいまして、申し訳ございませんが、議論したいんだけど、今日はちょっと早目でございますけれども、次回にもうちょっとわかるように説明していただきたい。今、松田委員が言ったことは非常に重要なんで、道路局でこうしたという、それがあれば、それはそれでいい。しかし、我が方が言っていることでやればどうなりますということも併せてやっていただきたい。お願

いします。

佐藤局長 わかりやすいようには説明します。

松田委員 今日藤井さんがいないので、突っ込んだところが聞けなかったんだけど、是非次回は藤井さんからお答え願いたい。山本さんのお答えも聞いていて、私は非常に不満なのは、他は出しているのだから、8つなら8つ直に会って、何で出せないと頑張るのかと説得なさったのかどうか。全然していないでしょう。紙きれ1枚出して来たか来ないかと言っているでしょう。

田中委員長代理 その点、山本さん、チェックの御努力の様子が我々に見えないからそういうことになるんです。

山本理事 済みません。お願いしたつもりなんですけれども。

川本委員 スケジュールの「措置済み」という点についてです。民営化のスケジュールを出していただきたいとお願い申し上げましたら、「措置済み」と書いてこられました。措置をされたというふうには私もは思っていないので、今一度、どなたの部署がどの責任者が、何をどういうふうになさるかというスケジュールをきちんと出していただきたい。それは四公団の方、国交省の方をお願いを申し上げたいと思います。整理番号126番です。

田中委員長代理 今、川本委員が言っていることは我々控え室でも最大に問題にしてあったことなんです、非常に民営化問題も時間的に迫っております。ですから、スケジュールもおおざっぱではなくて、具体的にどう進めておるといことがわかるようにおつくりいただきたいと重ねてお願いしておきます。

猪瀬委員 措置済みということは認めないということですよ。そちらが勝手に措置済みとやっているけれども、こちらは措置済みだと思っていないということですから、そのところをはっきりさせていたいと思うんです。措置済みというのは、措置済みではないということで我々認識しているということです。

田中委員長代理 その点を十分御理解ください。

奥山理事 1点、実は総裁の方から電話があったということで、私は単なるアナウンサーでお伝えするわけですけども、猪瀬委員の資料の別納の関係の資料3ですが、4ページ目に、総裁が有料道路課長就任以降、50組合のうち40組合設立されているとありましたけれども、これは直接何の関係もないものであって、総裁を誹謗中傷するもので、削除すべきだという伝言がありましたので、お伝えしたいと思います。

猪瀬委員 具合が悪くて寝ているんじゃないの。そんなこと言える元気があるんだったら、ここに反論すればいいじゃないですか。

奥山理事 実情はわかりません。

田中委員長代理 猪瀬さんや松田さんが言ったことを是非お伝えください。できるだけ健康に留意して、次回は是非出てきて、御発言くださいと。お願いいたします。

猪瀬委員 そういう相関関係があるということを言っているわけですよ。

田中さん、措置済みは措置済みではないということも意見集約ですね。

田中委員長代理 措置済みの理解が全然違うということです。我々はコスト削減でも、措置済みになり得ない。

川本委員 もう一つだけ。川本裕子参考資料として、1つ資料を出させていただいています。これは四公団から道路資産額の詳細なデータをいただきましたので、そのままにしておいては申し訳ないと思って整理をいたしましたので、ファクトとして整理をいたしましたので、提出させていただきたいと思います。

メディアの方、これを見ていただくと、内容も勿論なんですけれども、妹尾理事とかが素人がやったとか、おおぐくりでどうかいろいろおっしゃるんだけど、実務レベル方たちは、こういうような作業をものすごくきちんとやっていらっしゃるわけです。そういうことを理事の方たちがあしげにされるような発言というのは、やはり現場レベルとしてはきっと不満だろうなというのも申し添えたいと思います。

田中委員長代理 不満も何も、だれが、いつの時点で判断をしたかということを確認に資料を出してください。そうではないと、わからない。だれがどう判断したのかということです。今の点、非常に重要です。だれが、いつ、判断をされて、その作業がこうなったかということを確認資料で出していただきたい。

猪瀬委員 道路局長も早く資料を出してください。資料が来たのは昨日でしょう。遅過ぎますよ。もっと早く出してください。

佐藤局長 この前も申し上げましたように、2週間ございましたが、間に合わせる自信がないようなものを間に合わせて、とにかく出させていただいているのが実態であります。

猪瀬委員 自信がないのなら金曜日に出してくださいよ。

佐藤局長 この中に委員会の重み付けもちゃんと入れてありますので、今の10枚目ですが、ここだけは誤解であります。入っていないというのは誤解です。次回しっかり説明させていただきます。

田中委員長代理 では、次回を楽しみにしております。

今日は皆さん長時間ありがとうございました。

(説明者退席)

坂野事務局長 それでは、次回の日程ですが、お手元に1枚紙で一番最後に付けてあるものをごらんください。

前回お話ししましたように、次回は9月1日になります。今日の審議の結果では、1つは、お呼びする方について御出席をいただいて、意見交換をすることが1つ。

もう一つが、この中村基準に関する審議を行うこと。もし時間があれば、概算要求状況でも資料はお出しして。

田中委員長代理 資料だけは出してください。

坂野事務局長 資料はいただきたいと思っておりますが、そんなことで一応3つ柱を用意して、まず、今日残った方から審議をするということではいかがかと思います。

田中委員長代理 16日もありますね。

坂野事務局長 私の話を全部聞いてください。次は9月16日です。その後、10月なんですけど、予備日を入れると大体月2回のペースになるわけですけども、10月14日が、御都合の悪い方がお二人いらっしゃるんです。ここは再調整をさせていただきたいと思っておりますので、各委員の方にもう一度10月、11月のスケジュールを確認をさせていただいて、それで改めて予備日の再設定をしたい。

それから、11月は現在は、11日と25日は皆様方御都合はよろしいという情報なんですけど、これも再確認をさせていただきたいと思っております。

したがって、9月は1日、16日。

10月は14日は別にして、一応2回やりたい。

11月も予備日を入れて2回やりたいと。そういうことで是非よろしくお願いをしたいと思っております。

田中委員長代理 月2回というペースで調整してください。

松田委員 さっきの片桐さんなどを呼ぶ件、きちっと相手の言うことを聞いて、要するに、非公開なら非公開でもいいし、いろんなことをやってください。相手のしゃべりやすい環境をつくらなければいけませんから。本当の話を聞かなきゃいけないから。

坂野事務局長 わかりました。

田中委員長代理 尋問じゃいけない。

それでは、今日はどうもありがとうございました。これで第45回の民営化推進委員会を閉会します。本日は御多用の中誠にありがとうございました。